

# 山梨県公報

第六百七十号

令和八年  
七月九日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更（二件）

○建築基準法に基づく道路位置指定

### 公告

○国土調査の成果の認証

○基本測量の実施

# 告示

## 山梨県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和八年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二二三〇番 一地先から 山梨市牧丘町倉科字平起五一八〇番一 地先まで	一四・二 四七・七	六・五 二四・八	三四五・〇	

山梨県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和八年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市八代町竹居字大口山五七四〇番一 一四四地先から 笛吹市八代町竹居字大口山五七四〇番一 一四四地先まで			一二・七〇 三六・七	一九七・二
			一六・一〇 五七・四	一九七・二

## 山梨県告示第二百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和八年七月二日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町小立字上前原二千二百三十番一
- 三 指定道路の幅員 六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十七・五七メートル

# 公 告

◎ 国土調査の成果の認証

身延町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第九條第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字常葉の一部
- 五 認証年月日 令和八年七月三日

◎ 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年七月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（重力測量）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市、南都留郡富士河口湖町、鳴沢村、忍野村及び山中湖村

三 測量の期間 令和八年七月十三日から令和九年三月三十一日まで